

【新設】(除外対象特定債券現先取引等に係る平均負債残高の計算方法)

66の5の2-8 除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高(措置法令第39条の13の2第9項に規定する平均負債残高をいう。以下同じ。)は、例えば、同一銘柄ごとに債券を区分し、債券現先取引及び現金担保付債券貸借取引(措置法第66条の5第5項第8号に規定する債券現先取引及び現金担保付債券貸借取引をいう。以下同じ。)に係る借入金又は貸付金の月末残高のうちいずれか少ない金額をもって除外対象特定債券現先取引等に係る負債の月末残高とし、当該事業年度における平均残高を除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高としても差し支えないものとする。

【解説】

- 1 令和元年度の税制改正において、過大支払利子税制(以下「本制度」という。)の条文構成が変更されたことに伴い、本制度に関する既存の取扱い(旧措通66の5の2-1から66の5の2-16まで)を廃止し、所要の見直しを行った上で、改正後の条文に沿ってその取扱い(措通66の5の2-1から66の5の2-18まで)を新たに定めている。本通達は、「除外対象特定債券現先取引等に係る平均負債残高の計算方法」について、従来明らかにされていた取扱い(旧措通66の5の2-12)と同様の取扱いを定めるものである。
- 2 本制度における対象外支払利子等の額とされる特定債券現先取引等(措法66の5の2②八)に係る支払利子等の額は、除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額に、次の算式による割合を乗じて計算した金額とすることとされている(措令39の13の2⑩)。

$$\text{割合} = \frac{\text{除外対象特定債券現先取引等に係る調整後平均負債残高(注)}}{\text{除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高}}$$

(注) 次のうちいずれか少ない金額をいう(措令39の13の2⑩)。

- (1) 除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高
- (2) その除外対象特定債券現先取引等に係る対応債券現先取引等に係る資産に係る平均資産残高

ここで、この平均負債残高については、債券現先取引等(現金担保付債券貸借取引及び債券現先取引をいう。以下同じ。)により借り入れた債券又は購入した債券で債券現先取引等により貸付け又は譲渡されているものを個々の対応関係に着目してひも付きで管理し、これらの取引に係る負債(借入金)の帳簿価額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等を計算し、その事業年度を通じた平均負債残高を求めることとする旨の取扱いを、措置法通達66の5の2-7において明らかにしている。

- 3 しかしながら、これらの取引は、通常、外貨を調達するために日々反復して大量に行われるものであり、これらの取引に係る債券について一つ一つひも付きで管理することとした場合、法人に多大で、場合によっては非現実的な事務負担を強いることになりかねない。そこで、本通達において、特定債券現先取引等に係る平均負債残高を求めるに当たって、各月末の債券現先取引等に係る負債(借入金)の月末残高の算出についての簡便的な計算方法を、例示により明らかにしている。

具体的には、債券を同一銘柄ごとに区分し、同一銘柄の債券について、債券現先取引等に

より調達した債券に係る資産（貸付金）の月末残高及び債券現先取引等により使用した債券に係る負債（借入金）の月末残高を算出し、それぞれの残高を比較していずれか少ない金額を特定債券現先取引等に係る負債の月末残高とみなして、特定債券現先取引等に係る平均負債残高を求めることとしても差し支えないこととしている。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 89 の 2－8）を定めている。